

事業再評価調書

事業名		主要地方道 大阪狭山線（下高野橋）橋梁架替事業
担当		建設局 道路部 橋梁課（連絡先：06-6615-6824）
1 再評価理由		国庫補助事業を除く事業で事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの
2 事業概要	①所在地	東住吉区矢田5丁目～矢田7丁目
	②事業目的	<p>主要地方道大阪狭山線は、大阪市東住吉区桑津の国道25号を起点に、東住吉区を南北に縦断し、松原市などを経て大阪狭山市に至る幹線道路である。</p> <p>このうち本路線が大和川を渡る下高野橋は、昭和2年に架橋されてから既に約80年が経過し、老朽化が著しく、これまでに床板や橋脚の補強を施してきた。</p> <p>また、道路幅員についても歩道、車道ともに狭隘な幅員となっているほか、治水面において、径間長は短く、橋脚数が多いなど、課題を抱えている。</p> <p>一方、本路線は、地域に密着した主要な生活道路として、通勤や通学など、市民に広く利用されており、沿線地域からも本橋梁の架替や道路の拡幅整備に期待が寄せられている。</p> <p>このようなことから、下高野橋の架替拡幅、ならびに取付道路の拡幅整備により、安全で快適な道路交通を提供し、併せて市民生活の安全性・快適性を確保するものである。</p>
	③事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁架替 延長 L=540m（うち、橋梁区間190m） 幅員（新橋） W= 13m（両側2車線、歩道有り） （既設橋：幅員 W=7.8m（両側2車線、歩道有り））
3 事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、下高野橋の架替えを行う事業である。本橋は、昭和2年に架橋されてから既に約80年が経過しており、本橋の老朽化は年々深刻さを増している。また、狭隘な道路幅員の解消や、治水環境の改善など、事業としての必要性は依然として高い。 本市建設局が管理している橋梁は、戦前に架けられた橋齢70歳を超える高齢橋が多く、適切な維持管理が求められている。一方で、近年の本市を取り巻く財政状況が非常に厳しいことから、これまで以上に効率的・効果的な事業実施が必要となっている。このような状況を踏まえ、本市では、ライフサイクルコスト分析に基づく総合評価により架替要否判定を行うなど、適切で計画的な維持管理を実践している。 本橋は、建設局運営方針において、橋梁保全更新計画に基づく老朽化した橋梁の改築・更新の実施橋梁に位置づけられている。
	②定量的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通円滑化効果 <ul style="list-style-type: none"> ①走行時間短縮便益 ②走行経費減少便益 ③交通事故減少便益 <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民 道路利用者 地域経済 地域社会
	③費用便益分析	<p>[算出方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用便益分析マニュアル（平成20年11月 国土交通省 道路局 都市・地域整備局）に示された手法に準じて実施 <p>[分析結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用便益比 B/C=2.10（総便益B：64.3億円、総費用C：31.2億円）
	④定性的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化橋梁の架替による災害リスクの減少 治水環境の改善 安全で円滑な歩行者・自転車通行空間の確保 <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民 道路利用者 地域社会 地域経済
	⑤事業の必要性	昭和2年に架橋されてから既に約80年が経過しており、本橋の老朽化は年々深刻さを増している。また、狭隘な道路幅員の解消や、治水環境の改善などに寄与する事業であり、事業としての必要性は高い。

	事業開始時点 (平成14年4月)	再評価時点 (平成23年3月)	
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定	事業採択年度 平成 14年度 着工 年度 平成 14年度 完了予定年度 平成 25年度	事業採択年度 平成14年度 着工 年度 平成14年度 架設完了予定年度 平成23年度 完了予定年度 平成27年度
	②事業規模	用地取得：880m2	用地取得：880m2
	うち完了分	—	用地取得：700m2
	進捗率	—	用地取得率 80%
	③総事業費	32億円	32億円
	うち既投資額	—	23億円
	進捗率	—	72%
	④事業内容の変更状況とその要因	—	—
⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	<p>本事業は、道路拡幅工事、橋梁下部・上部工事、既設橋撤去工事など、多数の工事を順次行う必要があり、また、河川区域内は非出水期間（11月から翌5月末まで）以外の工事が認められないため、当初より長期にわたる事業となっている。</p> <p>下高野橋南詰の不法占拠物件の対応に時間を要したため、取付道路工事および既設橋撤去工事の遅れにより事業が長期化している。</p>		
⑥コスト縮減や代替案立案の可能性 (事業を進捗させるための対応策)	特になし		
⑦今後の事業進捗の見通し	<p>下高野橋の新橋架設工事については平成23年度に完了する予定である。</p> <p>不法占拠物件の問題が解決したことから、引き続き取付道路工事を実施し、交通切替を行い、自動車交通の円滑化や歩行者等の安全確保など、事業効果の早期発現を目指す。</p> <p>その後既設橋撤去工事を行い、平成27年度の事業完了を目指す。</p>		
5 事業の優先度の視点	<p>[重点化の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪市橋梁保全更新計画では、本市建設局管理橋梁を対象とし、機能性、健全性、経済性等を総合的に評価して架替か延命化かを選定し、機能性、健全性不足が著しいものについては、架替を含めた抜本対策を実施することとしている。 本橋は、本市橋梁保全更新計画において架替橋梁として選定されており、また、建設局運営方針において老朽化した橋梁の改築・更新の実施橋梁に位置づけられている。 <p>[事業が遅れることによる影響]</p> <ul style="list-style-type: none"> 新橋への交通切替による自動車や歩行者の安全で円滑な通行空間の確保が遅れ、歩行者の安全安心の享受、自動車利用者における通行円滑化の享受が遅れる。 		
6 特記事項	特になし		
7 対応方針 (原案)	<p>「事業継続（評価A）」</p> <p>本事業は、下高野橋の架替えを行う事業である。本橋は、昭和2年に架橋されてから既に約80年が経過しており、本橋の老朽化は年々深刻さを増している。また、狭隘な道路幅員の解消や、治水環境の改善など、事業としての必要性は依然として高い。</p> <p>新橋架設工事が平成23年度に完了し、既設橋梁撤去までの目途も立っていることから、平成27年度の事業完了を目指す。</p> <p>以上により、「事業継続（A）」とする。</p>		